

日フィリピン経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ（平成20年12月11日発効）

	看護師	介護福祉士	
		就労コース	就学コース
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労	
在留資格	二国間の協定に基づく特定活動の在留資格		
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修 （雇用契約を締結）	日本国内の介護施設で就労・研修 （雇用契約を締結）	養成施設で就学 （修了後に資格取得）
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得前：看護師3年、介護福祉士4年（養成施設の場合は、養成課程修了に必要な期間）が上限 ・不合格・資格不取得の場合は帰国 ・資格取得後：在留期間上限3年、更新回数の制限なし ・労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定：当初2年間で1000人（看護400人、介護600人）を上限 		
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンの看護師資格の保有者 ・3年間の看護師の実務経験 ・日本人と同等以上の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・「フィリピン介護士研修修了者（TESDAの認定保持）＋4年制大学卒業者」又は「看護大学卒業者」 ・日本人と同等以上の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・4年制大学の卒業生
日本語等研修	入国後に6ヶ月間の日本語等研修（注）を実施		
送り出し調整機関	フィリピン海外雇用庁（POEA）		高等教育委員会（CHED）
受入れ調整機関	（社）国際厚生事業団（JICWELS）		

（注）「日本語等研修」には、看護・介護導入研修を含む。日本語能力試験2級程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可。
（留意点）不法滞在等の問題が生じた場合の受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じる。

日インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ（平成20年7月1日発効）

	看護師	介護福祉士
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労
在留資格	二国間の協定に基づく「特定活動」の在留資格	
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修 （雇用契約を締結）	日本国内の介護施設で就労・研修 （雇用契約を締結）
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得前：看護師3年、介護福祉士4年が上限 ・国家試験に不合格（資格不取得）の場合は帰国 ・資格取得後：在留期間上限3年、更新回数制限なし ・労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定：当初2年間で1000人（看護400人、介護600人）を上限 	
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアの看護師資格の保有者（看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒） ・2年以上の看護師の実務経験 ・日本人と同等報酬の雇用契約を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学又は高等教育機関の修了証書Ⅲ以上の取得者＋両国政府で合意した指針に基づく研修を修了し介護士としてインドネシア政府から認定された者」又は「看護学校の修了証書Ⅲ取得者又は大学の看護学部卒業者」 ・日本人と同等報酬の雇用契約を締結
日本語等研修	入国後に6ヶ月間の日本語等研修（注）を実施：（財）海外技術者研修協会（AOTS）及び（独）国際交流基金	
送り出し調整機関	インドネシア海外労働者派遣・保護庁（NBPPIW）	
受入れ調整機関	（社）国際厚生事業団（JICWELS）	

（注）「日本語等研修」には、看護・介護導入研修を含む。日本語能力試験2級程度の日本語能力がある場合は研修を受講しないことも可。
（留意点）不法滞在等の問題が生じた場合の受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じる。



第2 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）

はじめに

- ・ 現下の厳しい雇用失業情勢の中、本年度の生活保護の動向も大きく変動している。直近の平成20年10月分の福祉行政報告例（速報値）によれば、被保護実人員は約159万人、被保護世帯数は約115万世帯、保護率は12.5%（人口千人当たり12.5人）となっている。また、同月の保護開始人員は約2万7千人、対前年同月伸び率は11.7%となっており、9ヶ月連続でプラスとなっている。
- ・ 一方、現下の雇用失業情勢を踏まえ、各関係機関等において様々な就労支援施策が講じられているところであり、特に、ハローワーク等においては離職者に対する支援の充実が図られている。具体的には、ハローワークにおいて、社員寮等の退去を余儀なくされた方々への住宅確保のため相談支援、雇用促進住宅の入居あっせん及び解雇等による住居喪失者に対する就職安定資金融資（住宅入居初期費用[最高50万円]、家賃補助費[月額上限6万円、最長6月]、生活・就職活動費[月額上限15万円（世帯）、最長6月]等）を実施している。その他、例えば、解雇等により住居の退去を余儀なくされる者へ居住の場を確保することの緊急性に鑑み、住宅政策部局における特別な対応も実施されるなど、職を失い、生活に困窮する方の生活の安定が図られるよう、様々な施策が講じられている。
- ・ 現下の情勢を勘案すると、今後も生活に困窮する者が増加することが見込まれることから、各都道府県等及び実施機関にあつては、引き続き、生活保護の相談窓口を訪れる相談者の事情や要望に応じて、以上のような施策の概要や相談窓口も含めて、懇切丁寧な情報の提供と支援を行っていただきたい。また、ハローワーク等の関係機関、及び各自治体の労働担当部局や住宅政策担当部局等との連携については、より一層の強化をお願いする。
- ・ なお、生活保護以外の支援等の情報を相談者に紹介する際には、相談者の生活保護の申請権を侵害することはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、ご留意願いたい。

平成21年度の具体的取組

(1) 生活保護基準の見直し

ア 生活扶助基準の見直し及び改定について

- 生活扶助基準については、平成19年度に、全国消費実態調査等の結果を基に専門家による検証を行った結果、現行基準は一般の低所得世帯の消費実態と比べて高いという結果が得られ、消費の実態に適合したものとするよう見直すべく検討を行ったが、原油価格の高騰が消費に与える影響等を見極めるため、平成20年度は据え置きとし、平成21年度予算編成過程で適切に対処することとしたところである。
- その後の物価、家計消費の動向を見ると、昨年2月以降の生活関連物資を中心とした物価上昇は、国民の家計へ大きな影響を与えており、また、「100年に1度」と言われる昨年9月以降の世界的な金融危機は実体経済へ深刻な影響を及ぼしており、国民の将来不安が高まっている状況にあると考えられる。
- このような現下の社会経済情勢に鑑み、平成21年度は、昨年度に引き続き生活扶助基準の見直しを行わないこととし、据え置くこととした。

(別紙1参照)

イ 母子加算の見直し及び就労支援の強化について

(ア) 基本的な考え方と現在までの取組

- 生活扶助の母子加算については、母子加算を含めた生活扶助の基準額が、一般の母子世帯の平均的な消費水準を上回っていたことから、生活保護を受ける母子世帯と一般の母子世帯との公平性の観点等を踏まえ、平成17年度から一律・機械的な母子加算を段階的に廃止する一方で、新たな給付を創設し、世帯の自立に向けた給付に転換したところである。
- 具体的には、①平成17年度に「高等学校等就学費」を創設して、3年間の高等学校の修学に必要な費用を保護費からの支給の対象と

し、教育費の給付を義務教育から高等学校へ拡大した。②また、平成19年度には「ひとり親世帯就労促進費」を創設し、就労している母子世帯、職業訓練を受け自立に向けて努力している母子世帯等に対して新たな給付金を給付することとした。③さらに、平成17年度以降、「就労支援プログラム」による母子世帯の状況に応じた支援や福祉事務所とハローワークとの連携による生活保護受給者等就労支援事業を推進しているところである。

(イ) 「ひとり親世帯就労促進費」の周知徹底とその活用（平成20年度）

- ・ 15歳以下の児童を養育する母子世帯等については、現在、母子加算が支給されているが、この加算は、平成21年3月に終了し、「ひとり親世帯就労促進費」の給付に移行する。
- ・ この「ひとり親世帯就労促進費」は、就労中又は職業訓練を受けている母子世帯等を支援するとともに、就労阻害要因のない未就労の母子世帯等に対しては就労意欲を向上させる効果が期待できる、重要な就労支援策であると考えている。
- ・ このため、保護の実施機関におかれては、平成21年3月までに、母子加算が算定されている各世帯について、就労状況や就労支援状況を的確に把握し、
 - ① 「ひとり親世帯就労促進費」の趣旨及び支給要件が十分に被保護世帯へ理解されるよう、別紙2を参考に、お知らせ等を通じて、その周知を図るとともに、
 - ② 「ひとり親世帯就労促進費」の支給要件の一つである「就労支援プログラム」への参加を促すなど、「ひとり親世帯就労促進費」の対象となる方について、その適用が4月から円滑に実施されるよう、ご配慮をお願いする。

(ウ) よりきめ細やかで一貫した就労支援（ステップアップ支援）の実施（平成21年度）

- ・ 母子世帯等への就労支援については、現に就労や職業訓練を行っている母子世帯だけではなく、就労阻害要因のない未就労の母子世帯に

についても、就労意欲を向上させ、効果的な就労支援を継続的に行うことが重要である。

- ・ このため、平成21年度予算案において、「就労意欲や就労能力が低い」、「就労経験がない」などの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者を対象として生活能力向上のための訓練やカウンセリング等の支援を行う事業（就労意欲喚起等支援事業）を計上しているところである。

平成21年度においては、本事業を積極的に活用し、よりきめ細やかで一貫した就労支援（ステップアップ支援）をお願いする。（別紙3参照）

ウ 産科医療補償制度への対応について

平成21年1月1日から、分娩に関連して脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するための仕組み（以下「産科医療補償制度」という。）が開始されている。これに伴い、産科医療補償制度に加入する医療機関等の出産費用の上昇が見込まれたことから、平成20年12月22日付けで「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「保護の実施要領（局長通知）」という。）の一部改正を行ったところである。これにより、平成21年1月1日から、産科医療補償制度の対象となる出産の場合には、3万円の範囲内において出産扶助の特別基準の設定があったものとして、追加的に必要となる費用の額を認定できることとしたので、了知の上、出産扶助の適用にあたってご留意願いたい。（別紙4参照）

エ その他

出産扶助（施設分娩）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

別紙1 平成21年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 単身世帯【68歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助 (注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の20年度における上限額の例である。

2. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	167,170	159,870	152,580	145,270	137,980	130,680
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注1)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助 (注2)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	260,190	242,090	228,800	214,490	201,300	188,000
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の20年度における上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

3. 母子2人世帯【30歳(就労)、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	121,360	116,120	110,890	105,640	100,420	95,170
ひとり親世帯就労促進費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注1)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助 (注2)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	224,380	208,340	197,110	184,860	173,740	162,490
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の20年度における上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

福祉事務所からのお知らせ

15歳以下の子どもを養育される母子世帯等の方へ

- ・平成21年4月から母子加算はなくなります。
- ・ただし、働いている方や働くための訓練をしている方には、就労自立を支援するため、毎月5千円～1万円の給付金が支給されます。

母子加算については、母子加算を含めた生活扶助の額が、一般の母子世帯の平均的な消費水準を上回っていたため、生活保護を受ける母子世帯と一般の母子世帯との公平性の観点から、一律・機械的な給付を見直し、世帯の自立に向けた新たな給付に転換したところです。

したがって、平成21年4月から現在支給されている生活保護費の一部（母子加算）がなくなりますが、働いている方や働くための訓練をしている方には、ひとり親世帯就労促進費として、以下の金額が支給されることとなります。

○ ひとり親世帯就労促進費の支給要件と金額

(就労収入が3万円以上の場合) 月額：1万円
(就労収入が3万円未満の場合、職業訓練等をしている場合) 月額：5千円

○ 就労促進費が支給される場合（職業訓練等の例）

- ・ 公共職業訓練に取り組んでいる場合
- ・ 専修学校等において、生業の維持に役立つ生業に就くために必要な技能の修得に取り組んでいる場合
- ・ コンピューターの基本機能の操作等就職に有利な一般的技能の修得、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力の修得、職場適応訓練、就労意欲の喚起を目的としたセミナー等を受講している場合
- ・ 各自治体において策定されている就労自立支援に関するプログラムに参加（生活保護受給者等就労支援事業を含む。）に参加している場合

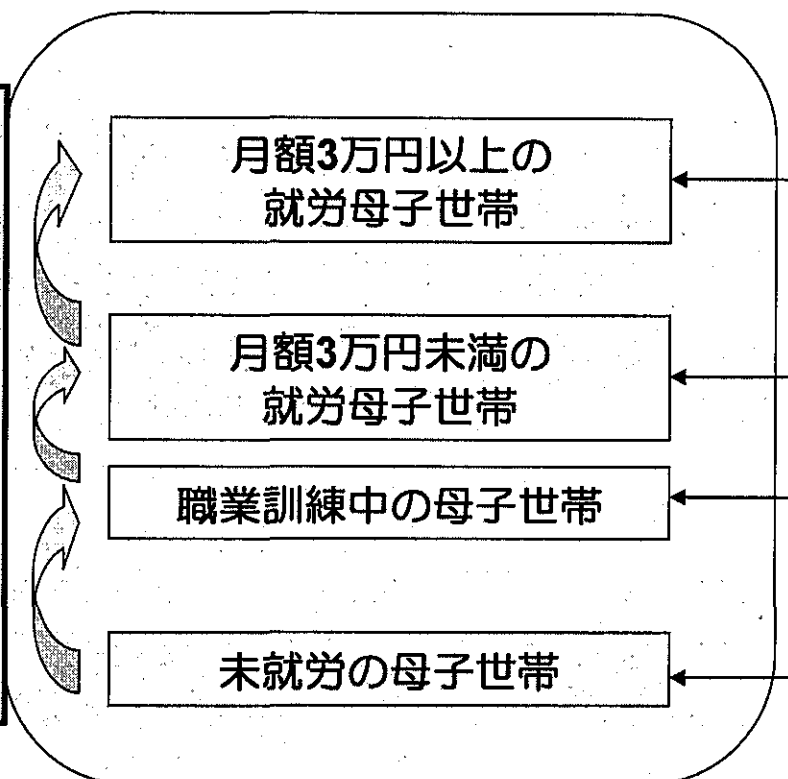
仕事の経験の少ない方や働くことが不安な方でも、まず、初歩的な就労能力の修得などを目的とした職業訓練を行えば、これらの給付が支給されますので、担当のケースワーカーにご相談ください。

生活保護を受ける母子世帯等の自立に向けたステップアップ支援

現状において就労阻害要因のない母子世帯等

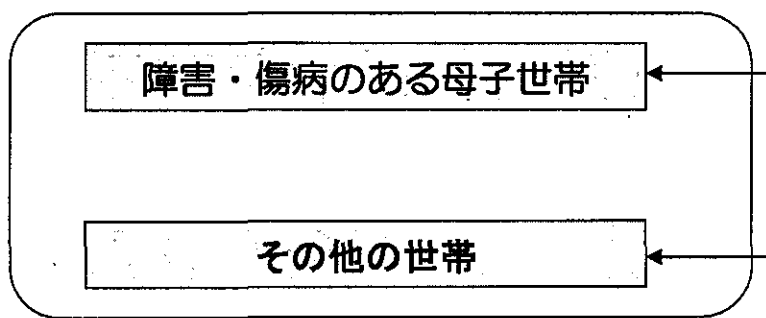
福祉事務所における自立に向けた支援策

就労自立のステップアップ指導



- ・個別のニーズに応じた自立支援プログラムの活用、公共職業訓練、専修学校との連携による更なる稼働能力の向上
- ・ひとり親世帯就労促進費(月額10,000円)の支給
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・個別のニーズに応じた自立支援プログラムの活用、公共職業訓練、専修学校との連携による稼働能力の向上
- ・ひとり親世帯就労促進費(月額5,000円)の支給
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・個別のニーズに応じた自立支援プログラム活用による相談及び指導
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・就労意欲喚起等支援事業の実施(21年度予算(案))

現状において就労阻害要因のある母子世帯等



- ・障害者加算や医療扶助の給付。
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給
- ・就労阻害要因の把握とそれに対するケースワークでの支援(例:保育所や介護サービスの利用等)
- ・子供の教育費(小・中学校の教育扶助、高等学校等就学費)の支給

産科医療補償制度の概要（平成21年1月1日～）

制度の目的

安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図る。

補償の仕組み

- 分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う。
- 分娩機関は、補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。

補償対象

（※ 対象者推計数：年間概ね 500 ～ 800人）

- 通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合とする。
 - ・ 出生体重2,000g以上 かつ 在胎週数33週以上 ・ 身体障害者等級1・2級相当の重症者
 - ・ 先天性要因等の除外基準に該当するものを除く
- 出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の者については、個別審査

補償金額

3,000万円（一時金：600万円＋分割金：2,400万円（20年間））

保険料（掛金） ※ 在胎週数22週以降の分娩に限る。

一分娩当たり 30,000円

加入促進・制度周知策

- 都道府県がHP等を通じて行う医療機能に関する情報提供の項目に本制度の加入状況を追加
- 医療機関が広告できる項目に本制度加入を追加
- 母子健康手帳の任意記載事項に産科医療補償制度を追加
- (財)日本医療機能評価機構のHPを通じて加入分娩機関を公表
- 診療報酬上の算定要件に本制度加入を追加
- 加入機関での分娩に出産育児一時金を3万円加算
- (35→38万円)

その他

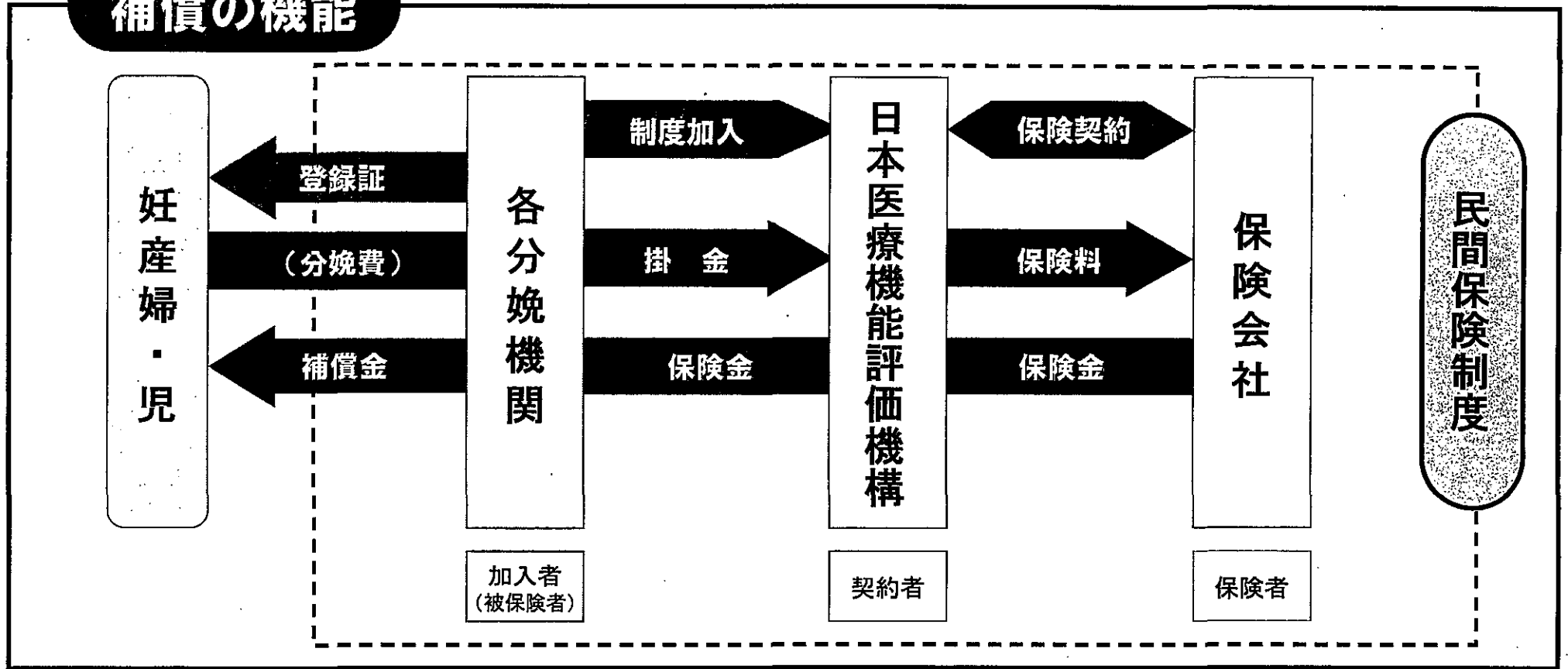
- 紛争の防止・早期解決のために、医学的観点から事例を分析し、結果を両当事者にフィードバック
- 原因分析された各事例の公開により、同種の医療事故の再発防止等を図る。
- 遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。

（注）1. 平成21年1月時点の加入率：病院・診療所99%，助産所95%

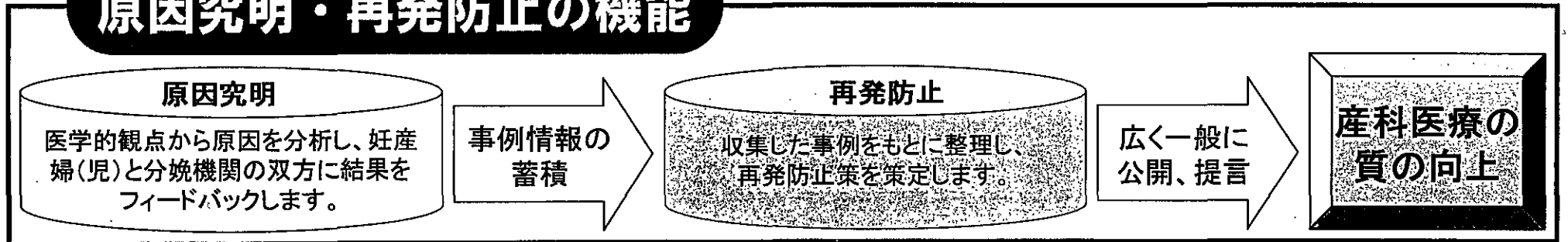
2. 出産育児一時金は、平成21年10月から平成22年度末までの間、4万円加算（38→42万円）される。

産科医療補償制度の仕組み

補償の機能



原因究明・再発防止の機能



(2) 自立支援の充実・強化

ア 自立支援プログラムの一層の推進について

平成17年度から、組織的に被保護世帯の自立を支援するため、自立支援プログラムを導入している。

当省としては、自立支援プログラムの推進のため、

- ・ セーフティネット支援対策等事業費補助金による自治体の実施体制整備の支援拡充
- ・ 生活保護受給者等就労支援事業の推進及び労働行政等関係機関との連携の強化
- ・ 自治体における取組状況に関する情報の提供

等により、引き続き、自治体の取組を支援していくこととしている。

平成19年度末現在の自立支援プログラムの策定状況は、下表のとおりであり、各自治体の取組は着実に進んでいるところである。一方で、被保護者の抱える課題は多様化しており、各自治体においては、更に幅広い自立支援プログラムの策定・実施に取り組みたい。特に、現下の情勢を踏まえて、就労支援及び母子世帯への支援の充実・強化をお願いする。

また、今年度中に、すべての自治体において債務整理等に関するプログラムの策定をお願いしているところであり、まだ策定していない自治体におかれては、早急に整備するようお願いする。

【自立支援プログラム策定状況】

	20年3月末	19年3月末	増加数
経済的自立に関する自立支援プログラム	1,360 (834)	860	+500
日常生活自立に関する自立支援プログラム	1,269 (578)	1,047	+222
社会生活自立に関する自立支援プログラム	240 (173)	212	+28
合 計	2,869	2,119	+750

(単位：プログラム)

(20年3月末欄の()は策定自治体数(868自治体中))